

土地改良施設維持管理適正化事業	事業主体 団体	所管課班	農村整備課 水利施設保全班
-----------------	---------	------	------------------

趣 旨

土地改良施設の整備が急速に進展することに伴い、造成された施設が増加している。それらの施設は極めて強い公共性を有しており、社会資本の有効利用の観点から、その整備補修が重要な課題となっている。このため、行政の助成により管理補修の資金を手当し、定期的な補修を行い施設の機能保持と耐用年数の確保を図ることにより、社会資本の保持と農家負担の軽減に資するもの。

事業の内容

全国土地改良事業団体連合会が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金からの交付金をその事業費の一部として、土地改良区等が土地改良施設の定期的な整備補修（土地改良施設の効率的な運用を図るための一部更新を含む。）を行う。

採択基準

1 対象施設

県土地改良事業団体連合会が行う水土保全強化対策事業の診断・管理事業の対象となっている農業水利施設

2 整備補修の基準

- ア 県土地改良事業団体連合会の管理専門指導員による診断・管理指導の結果、必要と認められた整備補修で、土地改良区等拠出金の対象となっているもの。
- イ 対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること。
- ウ 1地区当たりの事業費が200万円以上のもの。

3 整備補修工事の内容

- ア 適正化事業・・・ おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものは除く。（施設の一部更新を実施する場合を含む。）
- イ 施設改善対策事業・・・ 地区内の円滑な転作の実施及び転作の団地化の促進に資するための小規模な施設の整備補修。
- ウ 緊急整備補修・・・・ 適正化事業に加入して資金を拠出中の土地改良区等で、予測し得ない事故等の発生により緊急に対象施設の整備補修をする必要がある場合に行うもの。

4 事業実施例

- ア 適正化事業・・・・ 水門扉の整備補修、原動機・ポンプのオーバーホール、電機設備の精密整備、門扉等の塗装、用排水路の小規模の補修しゅんせつ等
- イ 施設改善対策事業・・ 揚水機の変速機の設置、用排水路の整備改善、水門・分水工等の整備補修、簡易な貯水施設・かん水施設の設置等

負担割合	区分	国	県	その他	備考
	土地改良施設維持管理適正化事業	30	30	40	
	施設改善特別対策事業	30	30	40	